

自由民主党宮崎県支部連合会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本支部連合会は、自由民主党宮崎県支部連合会（以下「県連」という。）と称し、事務所を宮崎市に置く。
- 第 2 条 県連は、党の目的達成のため党本部と緊密な連携を図り、所属支部を統轄する。
- 第 3 条 県連は、宮崎県内にある支部をもって構成する。
- 第 4 条 県連の運営は、党則並びにこの規約に定めるところによる。

第 2 章 執 行 機 関

第 1 節 会長及び副会長

- 第 5 条 県連に、会長 1 名、副会長若干名を置く。会長は、副会長のうち 1 名を筆頭副会長に指名することができる。
- 2 会長は、県連の最高責任者であって、県連を代表し党務を統轄する。
- 3 筆頭副会長は、会長の旨を受けてその職務を代行する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、別に定める「自由民主党宮崎県支部連合会会長公選規程」により選出する。
- 6 副会長は、会長が指名して総務会において選任し、県連大会に報告する。

第 2 節 幹事長及び副幹事長

- 第 6 条 県連に、幹事長 1 名、副幹事長若干名を置く。幹事長は、副幹事長のうち 1 名を筆頭副幹事長に指名することができる。
- 2 幹事長は、会長を補佐し、党務を執行する。
- 3 筆頭副幹事長は、幹事長の旨を受けてその職務を代行する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- 5 幹事長は、会長が指名して総務会において選任し、県連大会に報告する。
- 6 副幹事長は、総務会の承認を受けて幹事長が決定する。

第 3 節 組織委員会

- 第 7 条 県連の組織活動を統一し、かつ、強化するため組織委員会を置き、委員長 1 名、副委員長及び委員若干名を置く。

